

平成 26 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律
に基づく資金不足比率審査意見書

神奈川県監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 8 月 27 日付けで提出があった平成 26 年度資金不足比率及び関係書類について審査した結果、同比率に対する意見を合議により次のとおり決定した。

平成 27 年 10 月 5 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	小 川 久仁子
同	茅 野 誠

第1 審査の対象

平成26年度決算に基づき、知事から提出された下表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。算定の基礎となる事項の概況は第4のとおりである。

事業会計	平成26年度 資金不足比率	参 考
		経営健全化基準
水道事業会計	-	20%
電気事業会計	-	
公営企業資金等運用事業会計	-	
相模川総合開発共同事業会計	-	
酒匂川総合開発事業会計	-	
病院事業会計	-	
流域下水道事業会計	-	

注) 経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条による。

第2 審査の内容

審査は、次の点に主眼をおいて行った。

- 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、それに基づく資金不足比率は正確であるか
- その他資金不足比率について意見書に記載すべきことはないか

第3 審査の結果

1 資金不足比率の正確性に関する意見

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められた。

2 資金不足比率の動向に関する意見

いずれの会計も昨年度と同様に資金不足が生じておらず、特に意見はない。

第4 審査対象の概況

(百万円)

			平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
水道事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(17,248)	(18,402)	(21,779)	(22,598)	(20,845)
	分母	事業規模	55,072	53,318	52,913	52,328	50,805
	資金不足比率						
電気事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(21,838)	(17,583)	(13,568)	(19,032)	(20,366)
	分母	事業規模	8,063	7,598	7,474	7,440	7,600
	資金不足比率						
公営企業資金 等運用事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(30,439)	(20,728)	(22,337)	(31,359)	(31,718)
	分母	事業規模	671	594	1,696	558	527
	資金不足比率						
相模川総合 開発共同事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(269)	(269)	(269)	(269)	0
	分母	事業規模	1,478	1,431	1,429	1,311	1,396
	資金不足比率						
酒匂川総合 開発事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(231)	(231)	(237)	(237)	0
	分母	事業規模	704	982	917	869	1,013
	資金不足比率						
病院事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(911)	(894)	(831)	(870)	(664)
	分母	事業規模	268	4,152	4,325	4,285	4,120
	資金不足比率						
流域下水道 事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(2,997)	(2,252)	(2,220)	(2,235)	(1,970)
	分母	事業規模	8,194	7,196	7,674	8,453	9,028
	資金不足比率						